

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月18日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社エムシーインベストメント01
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号 三井化学株式会社
【電話番号】	03-6253-3333
【事務連絡者氏名】	総務・法務部 課長 鈴木 雄大
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エムシーインベストメント01 (東京都港区東新橋一丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エムシーインベストメント01をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アークをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社アーク

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

優先株式

平成23年6月21日開催の対象者第43回定時株主総会決議及び平成23年6月23日開催の対象者取締役会決議に基づき発行されたB種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）

(注1) 本優先株式には、株主総会における議決権はありません。

(注2) 本優先株式には、本優先株式1株につき株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）3株の交付を請求できる取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）が付されています。

(3) 【公開買付期間】

平成29年11月30日（木曜日）から平成30年1月17日（水曜日）まで（30営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（230,213,339株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（301,326,396株）が買付予定数の下限（230,213,339株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本優先株式には本取得請求権が付されているため、買付予定数の下限（230,213,339株）及び応募株券等の数の合計（301,326,396株）の計算においては、応募された本優先株式1株を対象者普通株式3株とみなして計算しております。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年1月18日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	対象者普通株式 230,213,439 (株) 本優先株式 71,112,957 (株)	対象者普通株式 230,213,439 (株) 本優先株式 71,112,957 (株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	301,326,396	301,326,396
(潜在株券等の数の合計)	-	(71,112,957)

(注) 応募された本優先株式（23,704,319株）については、本優先株式に付されている本取得請求権を考慮し、本優先株式1株を対象者普通株式3株に換算した株式数を記載しております。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,013,263
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	711,129
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成29年9月30日現在)(個)(g)	3,339,078
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	74.69

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」及び「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、応募された本優先株式(23,704,319株)の全部について、本取得請求権が付されていることを考慮し、本優先株式を対象者普通株式に換算した場合の株数(71,112,957株)に係る議決権の数(711,129個)として計算しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成29年11月7日に提出した第50期第2四半期報告書(以下「対象者第50期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本優先株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第50期第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の対象者の発行済対象者普通株式338,657,431株に、同日現在の発行済本優先株式23,704,319株の本取得請求権を考慮して対象者普通株式に換算した株式数71,112,957株を加算した株式数409,770,388株から、対象者が平成29年11月7日に公表した平成30年3月期第2四半期決算短信[日本基準](連結)に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数6,345,866株を控除した株式数(403,424,522株)に係る議決権の数(4,034,245個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。